

29. 住友電気工業健康保険組合並びに適用事業所が

共同で実施する健康診査事業の公表について

住友電気工業健康保険組合理事長

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。住友電気工業健康保険組合では、健康診査事業について、適用事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 適用事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、適用事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

適用事業所が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目、該当する特定保健指導支援コース

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 住友電気工業健康保険組合適用事業所及び住友電気工業健康保険組合

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 適用事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、住友電気工業健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、担当課にデータ保存し、産業医の判定と指示にしたがって、保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ 住友電気工業健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、適用事業所

とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診結果データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

住友電気工業健康保険組合	大阪府大阪市中央区北浜 4－5－3 3
理事長	中田将稔
管理責任者	常務理事